

平成30年第2回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成30年6月11日（月曜日）午前9時07分開議

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸報告
- 日程第5 町長の所信表明
- 日程第6 報告第1号 平成29年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 第30号議案 幸田町副町長の選任について
第31号議案 幸田町固定資産評価員の選任について
- 日程第8 第32号議案 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について
第33号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第34号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第35号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第36号議案 工事の請負契約について（北部中学校校舎増築工事）
第37号議案 財産の取得について（職員用パソコン）
- 日程第9 常任委員会委員・議会運営委員会委員・特別委員会委員の選任
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 都築一三君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬 敦君 教育長 小野伸之君
企画部長 近藤 学君 総務部長 山本富雄君

住民こども部長	都 築 幹 浩 君	健康福祉部長	藪 田 芳 秀 君
環境経済部長	鳥 居 栄 一 君	建設部長	羽 根 洌 闘 志 君
教育部長	志 賀 光 浩 君	消 防 長	吉 本 智 明 君
教育部次長	牧 野 宏 幸 君	建設部次長	佐 々 木 要 君
学校教育課長			
会計管理者 兼 出 納 室 長	林 敏 幸 君	消 防 次 長 兼 消 防 署 長	小 山 哲 夫 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 牧 野 洋 司 君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

ここで、御連絡いたします。

本日、機器等の不具合により録音機器を議場内に2カ所設置いたしますので、御了承願います。なお、マイクも使用できない状況でありますので、大きな声ではっきりとお願いいたします。

改めまして、皆さん、おはようございます。

議員各位には公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

田植えもほぼ終わり、美しい田園風景があちらこちらで見られる季節となりました。梅雨を迎え、高温多湿のこの時期、熱中症など十分留意され、それぞれ健康を損なわないよう気をつけていただきたいと思います。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり報告案件2件、人事案件2件、単行議案6件、合わせて10件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ここで、お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク社より議場内のテレビカメラによる撮影及び東海愛知新聞社・中日新聞社より写真の撮影及び録音の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、三河湾ネットワーク株式会社による議場内のテレビカメラによる撮影及び東海愛知新聞社・中日新聞社による写真の撮影及び録音を許可することに決定しました。

ここで、去る5月27日の補欠選挙により、幸田町議会議員となられた都築一三君より挨拶をいただきます。

6番、都築君。

〔6番 都築一三君 登壇〕

○6番（都築一三君） 一言御挨拶申し上げます。

さきの補欠選挙でまた帰ってまいりました、都築一三でございます。また、御案内のように歴史と伝統のある清友会を中根議員と発足しました。あわせて、先輩議員によりしく御指導と御鞭撻のほどお願いをいたしまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

〔6番 都築一三君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ありがとうございます。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

6月も半ばに差しかかり、あじさいの色が美しく映えるころとなりました。

本日、ここに平成30年第2回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、平素より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

私の就任に当たっての御挨拶につきましては、後ほど所信表明の中で述べさせていただきますと存じます。よろしくをお願い申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案の2件、人事案件の2件、単行議案の6件、合わせて10件でございます。また、本日即決にてお願いをさせていただきます幸田町副町長の選任、幸田町固定資産評価員の選任の人事案件が2件ございます。後ほど提案理由とその概要につきましては説明をさせていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、8名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上、重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受けとめまして、誠意を持って対応をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

町長の所信表明を追加資料として配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。また、平成30年度国・県等公共事業採択の見込み状況について情報をお手

元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成30年第2回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時07分

○議長（杉浦あきら君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者はお手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○議長（杉浦あきら君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、議席の指定を行います。

都築一三君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により6番に指定いたします。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を11番 池田久男君、12番 笹野康男君の御両名を指名いたします。

日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日6月11日から6月28日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月11日から6月28日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願います。

日程第4

○議長（杉浦あきら君） 日程第4、諸報告を行います。

例月出納検査4件と定期監査2件であります。これは、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおり陳情6件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第1号から陳情第6号までの6件を所管となります総務教育委員会に付託いたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第5

○議長（杉浦あきら君） 日程第5、町長の所信表明を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 本日、ここに町長就任後初めての議会定例会に当たり、御挨拶を申し上げますとともに、所信を申し述べ、施政の方針を明らかにし、議員の皆様方を初め、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

先の町長選挙におきましては、多くの町民の皆様にご温かい御支援をいただき、結果的には無投票にて当選をさせていただきました。

身に余る光栄であり、深く感謝いたすとともに、心から厚くお礼申し上げます。

私は、これまで町職員として、また副町長として、合わせて38年余り行政の一端を担わせていただきました。今回の選挙は、前大須賀町長が突然他界され、哀しみの中行われることとなりました。

4月末に辞職してからの、わずかな時間でありましたが、多くの町民の皆様とお会いし、御指導、御鞭撻を賜るとともに、町民の皆様の生の声をお伺いし、改めて政治に携わる者の使命と、その責任の重さを痛感しているところでございます。

私は、今回の町長立候補に当たり、後援会活動を通じ、三つのスローガンとして「前進継続」「幸せ町づくり」「出会いのある身近なまちづくり」を提唱させていただき、幸せなまちを実現できるよう訴えてまいりました。

コミュニティ活動の推進、人材の育成、開かれた町政など、まずは人にかかわるソフト面、文化面の充実を図ろうと考えております。

町の基本は人です。防災も暮らしも、産業も未来も、そして町政も、まずは人から始まります。人こそが将来へとつながる大切な財産です。多くの人が出会い、一人でも多くの方が幸せを感じなければ、魅力ある幸せな町は実現できないと考えます。

しかしながら、法人住民税の一部国税化を初め、行財政環境は厳しい状況であり、我が国の基幹産業である自動車における米国の輸入関税引き上げの声も出ており、今後の町内自動車関連企業の先行きが不安定なことが想定されますので、しっかりと将来を見据えた行財政改革を継続し、次に示させていただく9つを鋭意取り組んでまいります。

1つ目は、「安全安心な町」であります。

近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震を初めとした大規模災害に備えるため、これまで災害応援協定を結んでまいりましたが、それらの協定市町との連携をさらに強化するとともに、発災時に備え、「人・物・情報など」の災害時に必要となる資源の確保に努めてまいります。

さらに町民の皆様が、防災について日常的に意識して習慣化、継続化して頂けるよう

に消防本部を24時間テラス化し、多くの人が防災知識の習得のために集い、交流していただける場所になるようにいたします。

火災や災害時に大きな力を発揮する消防団に対して、団長初め消防団員OBとの意見交換等を積極的に行い、消防団活動の支援を充実してまいります。

治安維持の観点から、相見駅前交番の設置推進など、さらなる安全安心なまちづくりに努めてまいります。

AEDのコンビニ設置とともに救命講習を受ける機会を幅広く設け、緊急時だけでなく、日常生活における安全安心な環境づくりも努めてまいります。

2つ目は、「健康に暮らせる町」であります。

町民の誰もがイキイキと健康に暮らせる幸田町にしてまいりたいということでありま。そのためには、町民の健康を増進していく事業を推進していくことはもちろんですが、障がい者や高齢者だけでなく、御家庭で毎日の介護等で疲れている方々に目を向けたフォローを手厚くし、福祉医療制度の維持、地域の健康支援に結びつけるヘルスケア見守りサービスの支援の充実を図ります。

今後少子高齢化の波が加速する中、高齢者が社会の支え手にもなり、かつ健康で楽しく暮らせるように高齢者の活躍の舞台の創出及び高齢者の交流や居場所づくりのためにシニア・シルバー世代人材育成プロジェクトを推進します。

また、幸田町で安心して出産ができるように産婦人科病院の誘致を引き続き働きかけていくとともに、産後をサポートする産後ケアの充実を図り、産後デイサービス拠点の整備を進めてまいります。

藤田保健衛生大学岡崎医療センターが2020年4月に開院することを契機に、大学病院と地域医療・福祉の連携事業を推進してまいります。

手話言語条例策定に関しましては、関係団体と協議、研究を進め、実効性のある条例となるよう早期に取り組んでまいります。

現在、国を挙げて取り組みが求められています、医療、介護、予防、住まい、生活支援が地域で一体的に提供される地域包括ケアシステムを関係機関と協力して構築してまいります。

3つ目は、「広域行政の推進」であります。

近隣の市町との友好的な関係を保ちながら、新たな広域行政の可能性、既存の事業の発展または改善、地域の課題に対する対策など、友好的な広域行政による、持続可能な町づくりに努めます。

また、姉妹都市島原市との友好交流を促進してまいります。引き続き、島原市や友好交流推進委員会と協議を重ねながら、文化、産業、観光、教育、防災及び福祉など幅広い分野における“人”の交流を展開してまいります。

そして、固定概念にとらわれない斬新なアイデアを生み出し、全国から有能な人材を発掘し、幸田町職員のダイバーシティ化を目指します。

4つ目は、「子ども達が元気な町」であります。

子どもの育つ町、子どもの交流と居場所づくりに向け豊坂ほっと館に続く児童館の建設を推進します。また、母親の社会進出をサポートし、保育園に民間活力を導入しながら

ら、安心して出産から子育てまでできるような支援をしてまいります。さらに、現教育相談室の機能を強化拡充することにより、親と子と先生の悩み事を今以上にサポートするための教育相談センターの新設を目指します。

さらなる子育て環境の整備を進めていく中で、子ども医療制度がどうあるべきかを再検討し、さらなる制度充実を図ってまいります。

また、将来的にはアレルギー対応食の供給も見据えた、給食センターの増築を実施します。そして、全小中学校のエアコンの設置・トイレの洋式化を計画的に推進してまいります。

5つ目は、「産業が活気づく町」であります。

工業団地開発については、国道23号、248号などの地の利を生かし、愛知県企業庁による開発や民間開発を積極的に推進するとともに、新たな開発候補地の選定にも取り組んでまいります。

また、大学連携や幸田ものづくり研究センターで実施する事業を活用し、自動運転やIoTなどの最新技術を有する新産業の創生を図ります。

遊休農地や休耕地の有効活用、「5・10の市」などで農業や商業の再起動を支援し、商品開発プロジェクトなど地域力活性化のための新事業を展開してまいります。

6つ目は、「都市基盤整備の推進」であります。

町内3駅、幸田駅、三ヶ根駅、相見駅、それぞれの周辺環境に合わせた地域住民主導型のソフト事業の推進をします。

特に、三ヶ根駅につきましては、歴史や地域資源を活用して魅力ある空間を形成するとともに、駅へのエレベーター設置や乗降客数の増加、地域の活性化につながる取り組みにつきまして、深溝学区まちづくり研究会と一緒に検討してまいります。

人口5万人を目指すために、新市街地整備として土地区画整理事業を初めとする面整備事業の検討を推進します。

土地利用計画においては、具体的な課題となる基盤整備手法やまちづくり熟度により、区域や規模あるいは開発箇所の見直しが必要な地区が生じているため、各種マスタープランや農業振興地域整備計画において、個別修正や中間見直しなどを進めてまいります。

また、学校、公民館などの公共建築物と道路や水道などのインフラ資産の多くで今後の老朽化が懸念されます。これら公共施設等の総合的・長期的な整備計画を策定し、長寿命化や改修を計画的に実施します。

本町の治水対策として、重要な菱池遊水地計画の早期実現に努めるとともに、将来利用構想を作成し、こうた凧揚げまつり会場を初め、多くの人に親しまれる施設整備を行い、東海道本線や新幹線の乗客が関心を持っていただけるようアピール効果を期待するものです。

7つ目は、「自然と共生、豊かな環境」であります。

豊かな自然環境を維持するため、循環型社会を目指します。また、里山、鎮守の森、ホテル、かわせみ、自然豊かな緑地などを保全し、快適で暮らしやすく、環境にやさしいまちづくりを目指します。

また、皆様の御努力によるごみの分別、減量が進んでいることに伴い、ごみ袋の値下

げを行います。

8つ目は、「文化の香りただよう町」であります。今日まで先人から受け継いだ貴重な文化財の保護に努めます。特に国史跡島原藩主深溝松平家墓所保存整備事業を推進してまいります。

また、幸田町の風土、歴史や文化等を題材としたアニメを制作・活用し、視覚に訴え、親しみにあふれる、ふるさと町おこしを町民の皆様に提案させていただきます。そのため、幸田町とゆかりのあるアニメ監督や関心の高い方々の力をおかりしてまいります。

豊坂ほっと館において、新たな文化的な活用を目指すとともに、幸田町の代表的な癒しの空間となった中央公園に、多世代の町民の皆様が文化交流できる、お洒落なカフェの設置を検討いたします。

また、町立図書館では、働いている人を意識したサービスの提供、活用方法を検討いたします。

9つ目は、「行政改革と住民サービス向上」であります。

庁舎1階総合窓口の二期工事を実施し住民サービスの向上に努めます。

新たに役場庁舎内働き方改革を行い、管理職がそれぞれ実績を生かした目標を持ち職員とともに、おもてなし、現場力、創造と工夫によるモチベーションを上げ、行政サービスの向上と拡大を目指します。

各種委員会や幹部職員などにおいて、女性の登用を積極的に行い、民間企業とともに女性活躍を推進します。

政策の提案や業務の改善など、その立案者が充実感を得られる人事評価ができるような業績目標を設定する仕組みをつくり、個人及び職場のモチベーション向上につなげます。

職員には、仕事と育児・介護の両立支援について制度を周知し、非正規職員には、新たな制度である会計年度任用職員に向け、同一労働同一賃金を踏まえた条例等を定め、それぞれの職員がともに働きやすい職場環境を整えるよう努め、時間外勤務の見直しとともに働き方意識改革に努めます。

総合体育館の建設推進については、ハッピーネス・ヒル・幸田における現借地の明け渡しに伴い、一層の不足が生じる駐車場対策を含め、まずは用地の取得を初めとした事業手法も含めて多方面からの検討を行います。

以上、これらの取り組みを実現するため、国や県はもとより隣接する市とも連携を密にしながら、行政改革の魅せる化を図り持続可能な町政運営を進めてまいります。

幸田町は、愛すべきすばらしい町です。町民の皆様とともに、「出会いのある身近なまちづくり」を推進するために、全力で当たる所存であります。議員各位を初め、町民の皆様に御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、就任の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

幸田町長 成瀬敦

よろしく申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 町長の所信表明は終わりました。

日程第6

○議長（杉浦あきら君） 日程第6、報告第1号 平成29年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、報告第1号 平成29年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

議案書1ページをお開きください。

この件につきましては、平成29年度におきまして繰越明許予算の議決をいただいております。その繰越額について繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告させていただくものであります。

繰越明許事業は2ページの計算書のとおり、55款教育費の測量及び工作物取去移転実施設計業務委託事業につきまして、3月の補正額と同額の984万6,000円を繰り越し、その全額を一般財源により事業を行うものであります。

議案関係資料は1ページを御参照ください。

続きまして、議案書3ページをお開きください。

報告第2号 平成29年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。この件につきましても、平成29年度におきまして繰越明許予算の議決をいただいております。その繰越額について繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、報告させていただくものであります。

繰越明許事業は4ページの計算書のとおり、10款土地区画整理費の幸田駅前道路施設整備事業につきまして、3月補正額と同額の4,000万円を繰り越し、財源につきましては国庫支出金地方債及び一般財源により事業を行うものであります。

議案関係資料は2ページを御参照いただきたいと思います。

以上、報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時30分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって報告第1号、報告第2号を終わります。

日程第7

○議長（杉浦あきら君） 日程第7、第30号議案 幸田町副町長の選任について、第31号議案 幸田町固定資産評価員の選任についての2件を一括議題といたします。朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書5ページをお開きください。

第30号議案 幸田町副町長の選任についてであります。

提案の理由といたしましては、幸田町副町長を選任する必要があるからであります。

6ページをごらんください。

現在不在となっております副町長について新たに大竹広行氏、幸田町大字深溝字時近前2番地2、昭和31年5月23日生まれ、62歳を選任し、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、平成30年6月1日から4年間であります。

大竹広行氏については、昭和54年に幸田町に奉職し、37年の経歴中、21年余りを総務部門に身を置き、平成25年度からは企画部長として広く町政を見渡せる立場にありました。平成28年3月末早期退職募集制度の応募認定により定年1年前に退職され、同年4月からは幸田町社会福祉協議会において次長、平成29年4月からは常務理事兼事務局長に就任されています。なお、今回の選任に当たり、大竹広行氏は幸田町社会福祉協議会に退職届を提出され、受理され、6月10日付で退職されております。履歴書にありますように、長い行政経験によって町政や職員のことにも熟知し、また町政の補佐役としても最適者と判断し、選任させていただいたものであります。

議案関係資料は3ページから5ページでありますので、御参照いただきたいと思えます。

続きまして、議案書7ページをお開きください。

第31号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてであります。

提案の理由といたしましては、成瀬敦評価員の辞職に伴い、選任する必要があるからであります。

8ページをごらんいただきたいと思えます。

評価員の選任につきましては、成瀬敦評価員から平成30年4月30日をもって評価員の職を辞する旨の願いが提出されました。その後空席となっております評価員につきまして新たに大須賀龍二氏、幸田町大字芦谷字仲田192番地、昭和39年7月28日生まれ、53歳を選任し、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

大須賀龍二氏につきましては、昭和63年に幸田町に奉職し、平成26年度からは税務課に配属され、平成28年度からは税務課長として職務に当たっており、固定資産の評価に関する知識及び経験がありますので、評価員として適任と考えます。

なお、議案関係資料は6ページから8ページでありますので、御参照いただきたいと思えます。

以上2件につきまして、提案の理由を説明させていただきました。御審議の上、御同

意賜りますようお願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくようお願いいたします。

理事者の答弁の時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第30号議案の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 副町長の選任についてであります。このたび大竹広行氏を副町長として選任をされる議案が出されたわけですが、大竹氏につきましては、書かれてるように町職員としてやっていた中で十分知っているわけですが、今の成瀬町長と同じく同級生ということで、総務課等でも御一緒だったわけですが、そうした点におきまして、副町長というのは、町長が例えば暴走をする、あるいはちょっとだめじゃないかと、こういうときにもきちんと引きとめるといいますか、そうした役割もあるわけであり。補佐すると同時にストップをかける、こうした立場を十分わきまえておられるのかということもお聞きをするわけですが、その点についてはいかがかということもございます。また、仲よしになりますとどうしてもついて回れということにもなりかねないということになってまいります。そうしたときにおきましては、十分町長としても副町長の意見やあるいは助言、こうした点について聞く耳も持っているのかということについてもお聞きしたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今回の大竹氏につきましては、今お話をさせていただきましたように、長い行政経験がございます。また、町政の補佐役としても最適と判断したものでございます。今言われましたように、私の町長としての暴走といいますか、という点も御指摘いただきましたように、やはり副町長は職員の声を吸い上げていただいて、それを私のほうに上げていただくという職務もあるわけがございますので、そういった点では十分職員の意見を聞いていただいて、私への提案もしていただくというような関係を持ちたいというふうに思っております。年は一緒ということでもありますけれども、そういったことが選任の理由ということではなく、やはり企画部長、そして総務の関係も含めて経歴が長いということ、そして社会福祉協議会におきましては、福祉、そして医療、健康、そして防災、ボランティア、いろいろなことを御経験されているということで、私の補佐役としては最適ではないかなという判断でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 補佐役として最適者ということで選任をするということであり。今るる申されましたわけですが、大竹広行氏につきましては、企画部長ということで最終的に職務にあったわけであり。こうしたときにおきましての職務に

おいての職員の評価、こうした点につきましては町長としてはどのように評価されて、選任したということでおられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 職員の大竹氏の行政時代の評価というようなお話だったと思います。私も自分は副町長在任時代、そして課長等が在任したときにそれぞれ違う職場で仕事を連携しながら進めていたという経験を積んでおります。そのときごとに大竹氏は的確な判断をされて、それぞれの肩書に合った職制を十分発揮されまして、職員を配下とする中でそれぞれ管理職としての経験をたくさんされてきた中で、やはりリーダーシップをきっちりとりとられてきた方ではないかなというふうに認識しております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 管理職としてリーダーシップをとられてきたということですが、とりわけ職員が働きやすい職場環境、また萎縮することのないように、やはり副町長としては目を配らないと、そういうこともあるわけですので、そうした点におきまして町長として大竹広行氏に対して副町長となるに当たっての考え方とか、そういうものについてはどのように打診といいますか、お聞きされたのかについてもお伺いしたいと思います。また、こうした町長・副町長という立場にあって、やはり十分町政の発展というものもとりわけやっつけていかなければならないとも思いますが、しかしながら、町政においての職員が働きやすい環境、あるいは町長の暴走等もきちんと意見もする、そうした立場に立つ、そうした点においての考え方についてもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 大竹氏とは私の公約推進上まだ少しも役職として話したことがないわけでごさいます、今後ということだろうと思います。やはり、私の公約の中にも働き方改革ということで先ほどの所信表明の中でも言いましたように、職員のこれからの働き方については十分考えているものでごさいます。そういった意図を十分酌み取っていただいて、それを実施する方向で進めれば、やはりこれからの新しい働き方改革の中で、職員にとって好ましい職場環境ができるのではないかなと思っております。もちろんいろいろな職員組合だとか、職場でのいろいろな会議だとか、そういったものを集約していただいて、今働いている公務員の職員の皆様がどのような考え方をもっておられるかということにつきましても、副町長がそういった気持ちを酌み取って、私のほうにまた吸い上げていただけるとか、そういった機会が今後多くなるかと思っております。私もやはり公約の推進ということも含めまして、できるだけ外に出て国・県との連携、そして大学だとか病院だとか、そして地域の活躍する人たちとのネットワークをうまくつくることによって、幸田町が一つでもよい事業ができるように進めたいと思っておりますので、内部を統制していくという意味で、やはり副町長の任務はとても重いと思っております。そういった意味で役割分担をきちんとして、私の先ほど言いました暴走等というような話もございましたけど、そういったものを防いでいきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほども少し指摘がございましたけれども、まさにお友達行政。お友達行政でどういう政治を進めていくのか。全く見えてこないですよ。職員にとっても言うのですが、こういう先ほどの答弁でもありましたけれども、お友達行政で我が町のいろいろな課題、先ほどの所信表明でも述べられたその課題がなれ合いで、お友達で、以心伝心でなれ合いで事が進められていく、こういう懸念を持ちますし、町長自身の感覚の問題もございます。そうした点では、あなた自身はどのようなふうに対応・対処されるのか。まず、この点から。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私としてはお友達という感覚はございません。もちろん仕事をする上での相性だとか、そういうものは十分必要視しておりますけれども、お友達という感覚でこういった人選を行っているつもりはございません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは思っている、ありませんと言わなくてはしょうがないわけだ。しかし、職員がこの事案についてどう受けとめているのか。まさにお友達と。町長と大竹君については、まさに以心伝心で性格も極めてよく似ているという点で、職員が率直に言えば萎縮しているんですよ。この案が発表された段階で、どうなるのだと。物言えば唇寒しは前の町長の職場環境、職場支配の実態だと。その大須賀町政を引き継いで継承し、さらに発展をするという点でいけば、職場の雰囲気は、職員のやる気という点でいけば、極めて大きなマイナスの要因がある。そうした点で、あなた自身がそういう点で自覚をしているのかどうなのか。副町長に選任されるであろう大竹君と二人三脚でどういう町の政治を、職場なら職場支配だ。職場支配をどうやって進めていくのかと、そこに今職員が戦々恐々として、物を言わないほうが得策だよと、こういう雰囲気になっているということについては、あなた自身が承知しているのかどうなのか。例えば承知していなくても、そういう指摘があったときに、じゃあ、この4年間はどうやって改革をしていくのか、改善していくのか。先ほど所信表明でも述べられましたが、この詳しくの内容は私は一般質問の中で申し上げますけれども、そういう現状の中であなたはどうするのか。先ほどの説明の中でも見えてこないという点であります。どうされるのか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 職員がこの人選について萎縮をしている、やる気をなくしているかもしれないということは、伊藤議員にとってはそのように事が正しいのかもしれないけれども、私としてはそのように思ってもおりませんし、またこれから仕事を副町長を選任してスタートするに当たっては、そのような御意見もあるということは十分踏まえて仕事を進めなくてはならないと思っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたときに、この経歴の中で、4ページになりますね、4ページの経歴の中で下から3段目、幸田町企画部企画部長、応募認定により退職、これは事

実経過ですよ。その後おもてに出てこない事案というのがありますよね。時の町長が早期退職ということで、早期退職をすると町内の行政にかかわる各種団体に言ってみれば天下りをさせる、こういう事例がございますよね。そういう中で、大竹職員については、前の町長が応募認定より退職をする、そのことによってここに当てがおうという、こういうことがありましたよね。それはどういうふうに理解をされているのですか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今のお話の件については、私のほうではちょっと把握はしておりません。申しわけございません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 知っていても知らないというほうが一番無難。ですから、率直に申し上げますと、本人が早期退職をする、その意思を受けて、時の町長、大須賀町長が商工会の事務局長ということでどうだと打診をされました。商工会は、率直に申し上げてね、人物像と性格、そういうものを全部知っているわけですから、いや、私のところでは今十分足りておりますので、せっかくの申し出ですが、優秀な方だと思いますけれども、ちょっと私のほうではとってお断りをされたわけですよ。それがこの経歴の中には書いてない、それは書かなくてもいいわけだ。商工会に行ってよと言ったけど、商工会からケッチンくらって、あんたなんか要らんと。もっと言えば、ほかのところへ行ってくれば、私どもはそれにふさわしい人といって、1年後には総務部長が退職をして、1年前に、町のほうから話が出たら、ぜひお越してください、待っておりましたと。こういう極めて対照的な対応をした。そこはどんな判断だ。それはまさに大竹職員の人物像を広く知れ渡るようなことをだっとやってこられて、その中で商工会は、この人を受けたら大変なことになるので丁重にお断りをした。こういう経過があるわけですが、町長はいかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 大変こういっては知らなかったと言うとまた疑われるかもしれませんが、本当に初めて聞いたお話でございます。申しわけございません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） わかったか、わからないかということはおっしゃるとおり、今申し上げた内容の中で、そういう経過を踏んで社会福祉協議会に行かれたと。何が言いたい、私がね。まさに彼が職員であるときも、あるいは社会福祉協議会に移られて、排撃をする。つまり、気に入らない職員に、あの人が入る職員なんかおらへん。気に入らない職員を全部排撃をする。極めて陰湿で根暗、これは町長とよく似てるんですよ、お友達と。町長と根暗、排撃をする。外に目を向けても、中では職員にいろいろなことを言っても、はい承りましたとあって、そこそこで。こういう中で、お友達として今回提案された大竹氏については、申し上げたとおり社会福祉協議会に行ったと、退職して。行ったときに、そこには前任でいた町の職員がいたんですよ。2人で机を並べていたんですよ。2人机を並べて仕事をしながら、あいつは気に入らんと、あんなの排撃しちゃえとって、自分が1人になって、その一室の南のほうかな、南のほうに4人テーブルがある。そこの一角にストーンと押し込んで、あんなのはあかん。役に立たないから私

がそこへ。まさに排撃主義というふうには私は思っている。気に入らないものについては全部排撃をする。仕事らしき仕事をせずに、外に向かって目をわーわー、ぱーぱーやりながら、実態としてどういう仕事を進めていくのかという点からいけば、あなたが言われた内容から含めて、まさに今幸田町がいろいろな面でございます、所信表明でも述べられた、大須賀町長の継承発展ということですから、それがいいとか悪いとかは後ほど申し上げます。まさに何もやらなくてもいいわけですよ、仕事やらなくてもいい。そういう形の中で今回選任を認めるよう議会に求められたときに、議会がその人物像と職員の時代でどういうことを対応する職員にやってきたのかと。これはあなたも副町長ですよ、副町長、あるいは先ほども総務と一緒にやってきたということならよくわかっているわけですよ。あなたは町長なんだ。今までは部長であったり課長であったり、同じ仲間だといっても、今度は立場が違う。たとえ無投票であろうと、4年間の町政を担う、そういう点で所信の中で言われたという中でいくなれば、この人選が何で出てくるのか。あなたの説明の中にいっても全く理解ができません。経歴を少し述べて、ふさわしい人だよ、そんなの当たり前だ。先ほどからも申し上げてるが、どういうことにふさわしいのか。我が町が直面をするいろいろな課題に対して、あなた自身が提案された人にどういう期待をしているのか。見えてこない。いかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 伊藤議員の御指摘はそれなりに見てこられたということで、それはそれで正しいかと思えますけれども、私は社会福祉協議会にあられたときの大竹氏の素行だとか、そういったことは一切本当にわかりません。一緒にやってきたというのは大須賀町長のもとで組織の一員として、私は副町長、彼は企画部長、そして次長兼総務課長の時代もあったし、それは大須賀町長のもとで支えてきて、仕事を一緒にやったという意味でございます。今後これから私は副町長を選任して、これから仕事を一緒にしていくという立場であります。もちろん今までのこういったお話も踏まえた上で、これから新しい前進・継続というテーマで私は今後仕事を進めていくということでありますので、提案理由の説明にありましたように、最適任者ということで私は提案をさせていただいているものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私に大須賀町政の時代のことを言われても知らんがな。一緒にやってきましたよ、それはわかってる。一緒に何をやってきたのか。大須賀町長の時代にと言われても私は知りませんと言いながら、大須賀町長の下で行政運営を進めてきたですよ。名コンビ。その名コンビで進めてきた相手方を副町長として選任同意という議案を出したのなら、提出者として議会からいろいろな指摘があったときにはきちんと受けとめて、至らないところはどうするのだという点があるわけですよ。そういう点は全く前の町長と一緒にだ。そんなことは議員から指摘されなくても私はわかってると言いながら、全然わかっていない政治をずっと続けた。そういう町政の中で、町長の片腕として副町長としてやられてこられた。お友達として、大竹氏とやられてく。そして、さらに今回もそういう形で提案をされ、先ほど申し上げたとおり、職員の協力がなければ何もできませんよ。そうしたときに、彼の持っていることに対して、職員が物言えば唇寒し成瀬

町政。その先兵となって職員をめった切りにする。こういうのが大竹さんではないですか、提案者ではないでしょうかということです。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 御指摘のないように、言われたことは十分踏まえまして、今後執務に当たりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御迷惑をおかけしましたが、機器等の不良は解消いたしました。

次に、第31号議案の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 固定資産評価員につきましては、今までは副町長ということできたわけでございますが、今回は職員が固定資産評価員をするという、これについての説明をいただきたいなというふうに思うわけであります。また同時に、職員につきましては異動等もあるわけですが、異動したときには新たにまた議案として提案されるというふうに思うのですけれども、こうした点につきまして、やはり固定資産評価員につきましては専門性を身につけた者というふうに理解もするわけでございますので、そうした点におきましては、この選任についてどういう意図があって行われるのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） これまで副町長がその職に当たっていたということでありまして、今回この議案を提出するに当たりましては、もちろん副町長が固定資産評価員になることは決して間違っているものではございませんけれども、より機能的に実務が果たせるということを考えたときに、近隣の市町等もいろいろ状況を聞いたところ、税務課長はもちろんその職にふさわしい経歴を持っているというのが大前提です。税務課長なら即評価員ということではございませんけれども、今回大須賀龍二氏につきましては固定資産評価に関する知識及び経験を有する者として、十分職務にたえていただけるというようなことがございまして、今回の選任の経緯ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 職員につきましては異動もあるわけですので、そうした点についての対応の仕方、その点についても答弁がございませんでしたので、お答えいただきたいと思っております。西三河では6市が税務担当課長が選任をされているということでありまして、こうした固定資産評価員につきましては町民の皆さんからの苦情等もある

わけですし、また職務としても非常に重たい職務にあるわけでございます。そうしたときの対応というものについても、よりこれは平等でなければならないというふうにも、あるいは透明性もあるわけです。そうした点におきまして、こうしたものがきちんと担保されるかどうか、その点についてもあわせてお聞きをしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 大変失礼いたしました。今回大須賀氏を税務課長という立場で選任させていただくということであります。現時点の大須賀氏につきましては税務課長でございます。その先頭に立って、現地調査を行っている実態等々をいろいろと総合的に加味しまして最も適任者であると判断したものではございますけれども、その都度この任期といいますか、また次回固定資産評価員の選任等の自体等に当たりましては、常に税務課長を原則とするというものではございません。今回は大須賀税務課長が一番その仕事柄経験も生かして、今回選任されても最も適任であろうという判断の上で進めているものでございます。近隣等も今お話がありましたように、常勤の税務課長が固定資産評価員をやっているという実態等も十分事務局から聞かせていただいた上での判断でもあるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回は税務課長ということで選任をしたということだが、次回はわからないよということであります。そうしますと固定資産評価員につきましては、町長はどのような今まで副町長としても兼ねておられたわけでございますので、固定資産評価員につきましてはの職務、それから選任をされた者についての期待感、こうしたものについてはどのような基準でこれから行っていくのかということでございますが、その点についてはいかがでしょうかということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 評価員につきましては、市町村長が議会の同意を得て選任をすることですので、今お話がありましたように、固定資産の評価という専門的な職務を行う者であるという認識に立ちまして、納税者の固定資産の評価が納税者の負担に直接つながってくるということで大変重要な問題であるということで、お話がありましたように、納税者の信頼を裏切ってはならないということであります。今回、税務課長の選任に当たりましては、在年期間が3年に入っているということ、税務課長の経験、それからその視点での町全体の把握、固定資産の評価における適正な地価を求めるといった専門的な知識を有する者としては適任であるということでもあります。もちろん私が副町長の時代、固定資産評価員ということで任に当たっておりました。より機動的で決済という場面でそういった仕事を進めるということもございましたけれども、実際は充て職的な見方よりも実務的に機能をするというような人のほうがふさわしいし、それは単純に税務課長ということではありません。そういった経歴等を十分考えた上での納税者の信頼を得られるという前提で、今回の選任の議題として上げさせていただいたものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 職員につきましては、担当が大体異動が3年、4年、5年と、と

きには1年で異動をする、時と場合におきましてはそういうこともあるわけですが、しかしながら、今回は税務課長として3年間の実務経験ということから選任をするよということで提案をされたわけですが、じゃあ、例えば今3年でありますので、来年、平成31年度には異動ということに例えばなった場合でも、これは継続性があるよという考え方もできるわけでございまして、そうしますと、例えば実務担当者ということからは外れてしまうという。また町長が充て職的なこともあるよということも言われたわけでございまして、この辺のことをどう理解したらいいのかということでございしますが、その点については常にそのときそのときの考え方のもとで固定資産評価員は決めていくよということになるのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 現時点では、その時々でふさわしい人を当てていくということでございます。今回は新しいケースということで、今までは副町長が選任されておりましたものを税務課長に当てていくというケースで、初めてのケースかと思っておりますけれども、この経験等を踏まえて、また次回判断する機会が求められるかと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 税務課長におきましては、かなり税務につきましては制度上も変わってきておりますし、同時にその職務も大変なものであります。とりわけ公明正大でなければならぬし、税務にも通じていなければならないということから鑑みましても、さらに固定資産評価員の職務が新たに加わるということについての職務の多忙さというものについてはどのように考えるかということでございしますが、そうした点におきましては、例えばその職務についての必要があるからということでそのまま余分にその職務をつけ加えていくだけなのか、それとも、あるいはほかの職務を分担をしていくという考え方なのか、その点について新たな職務が加えられることについての考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今後の進め方については、今言われましたように実務的な範囲もありますので、私からは済みません、もし間違っただけでなければいけないので答弁は控えさせていただきますけれども、少なくとも副町長を選任された私のときに行っていた固定資産評価員の設置については、十分現在の税務課長に固定資産評価員を当てた場合でも住民の信頼は決して裏切られることはないということで、進めさせていただきたいという立場でございます。実務をこれからどういうふうにやっていくかについては申しわけございません、また私については詳細な考えを持っておりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） やはり、新たな職務が追加をされるということについてさらに負担が生じないように、それは任務の分担という形の中でやっていくべきかというふうに思います。また、職員の負担とならない、そうしたものにしようをお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 先ほどからお話がありましたが、近隣の市の中でも税務担当課長が常勤で当たっているという実態に即しまして、それぞれのそういった経歴のある市の状況を十分お聞きした上で、今後の執務に当たってまいりたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにごいませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ただいまの質疑の答弁の中で、町長はこういうことを言われたんですよね。この選任に当たって、私に相対的な考えはない、何ですかそれは。あなたは議案の提出者だ。提出者であれば、議員のほうからさまざまな指摘や意見があったときに、私に相対的な考えはございませんでしたら、提出者をやめるのか。つまり、町長としてその職務にない、責任にない、それか議案を撤回するか。そんな無責任なことをよく議会でしゃあしゃあと答弁するね。私にだよ、私に相対的な考えはないということは、誰でもいいよと。たまたまぱっとくじを引いたら、この人が当たりましたよと。あとはどうへ理屈は理屈つけるかということだけれども、そのへ理屈さえもつけれない。そういう議案の提出のあなたの考え方であり、質問に対する答弁がそういうことだ、これよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 大変私の言い方が失礼にあったかもしれませんが、私としては税務課長が今後任に当たるに当たって、実務を今度初めて経験されるわけですので、先ほど言いましたように他市町の税務担当課長の仕事の進め方を聞きながら、実際にどういった形で事が動いていくかということについては、大変申しわけありませんけど、私にとってはまだ把握していないというお話でございます。申しわけございませんでした。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの答弁でいくとね、税務課長としての知識、経験がありますよと。その時々の方でふさわしい人を選任をしております、こういう答弁をされた。そういう答弁をされながら、その次では私に相対的な考えはございませんなんて言ったら論旨はくちやくちや、論旨矛盾ですよ。そんなことがまかりすっと通っていきなんていったら、あなた方というよりも町長が提案をする議案の内容は何ですか。右から指摘されればそうですよ、左から指摘されればそうですよ、私は真ん中におりますよと、こういう話なんだ。その程度の議案の認識なんだ。提出者としての認識、お考えを聞かせていただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） その程度という認識ではございません。誤解をいただいているかもしれませんが、今後実務を行っていくに当たしまして、具体的に実地調査だとか評価調書の作成、こういった評価補助員である税務課職員が作成しております作成調書の先頭に立っていく役割ということでございます。今後はそういった実務に当たっていく上での進め方等については、私はまだまだ把握ができていないというお話でございました。大変失礼をいたしました。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。
これをもって質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております第30号議案及び第31号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第30号議案 幸田町副町長の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第30号議案は、原案どおり同意することに決定しました。

次に、第31号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第31号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

日程第8

○議長（杉浦あきら君） 日程第8、第32号議案から第37号議案までの6件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第32号議案から第37号議案までの6件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお開きください。

第32号議案「幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について」であります。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書10ページから11ページをごらんいただきたいと思います。

改正の概要につきましては、幸田町情報公開条例では個人情報に含まれるその他の記述等について明確に定義するものであります。幸田町個人情報保護条例では、個人情報について特定個人を識別することができるもの及び個人識別符号が含まれるものとするを明確に定義し、また本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害、事実等の個人情報を要配慮個人情報として明確に定義するものであります。

施行期日につきましては、公布の日からであります。

議案関係資料につきましては、9ページから14ページでありますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第33号議案「幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

提案理由といたしましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、放課後児童支援員の基礎資格について整理するもので、教員となる資格を有する者を免許状を有する者と明確にし、大学を卒業した者に専門職大学の前期課程を修了した者を追加するものであります。また、新たな資格として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を追加する改正を行うものであります。

施行期日につきましては、第10条第3項第4号の改定規定及び同項に1号を加える改正規定につきましては、公布の日から、第10条第3項第5号の改正規定につきましては、平成31年4月1日とするものであります。

議案関係資料は15ページから16ページでありますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、議案書15ページをお開きください。

第34号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

提案の理由といたしましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書16ページをごらんください。

改正の概要につきましては、まず地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の改正を行うもので、第2条第2項の基礎課税額の課税限度額54万円を58万円に改めるもので、この改正により課税限度額の合計は後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額を含め89万円から93万円となるものであります。第2条の課税限度額の改正にあわせ、第21条におきまして国民健康保険税を減額した後の基礎課税額の上限額を改正後の課税限度額と同額に改めるとともに、低所得者における国民健康保険税の軽減措置の対象拡大を図るため、被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの判定所得基準額の加算額を、5割軽減につきましては27万円を27万5,000円に、2割軽減につきましては49万円を50万円に引き上げる改正を行うものであります。また、第22条の2におきまして、特例対象被保険者等であることを申告する際に事実を証明する書類の提示を求めている手続については、マイナンバーを利用した情報連携の開始に伴い、必要に応じて手続とするものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものとし、適用区分といたしましては、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、平成29年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

議案関係資料は17ページから19ページでありますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、議案書17ページをお開きください。

第35号議案 幸田町介護保険条例の一部改正についてであります。

提案の理由といたしましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書18ページをごらんください。

改正の概要につきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う引用条項の整理であります。

施行期日につきましては、平成30年8月1日からであります。

議案関係資料につきましては20ページから21ページでありますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、議案書の19ページをお開きください。

第36号議案 工事の請負契約についてであります。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、北部中学校校舎増築工事の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書20ページをごらんください。

工事名は北部中学校校舎増築工事で、工事場所は幸田町大字相見字越丸地内でありま

す。工事の概要は、校舎棟、軽量鉄骨造2階建て、延床面積679.04平方メートル。渡り廊下棟、鉄骨造2階建て、建築面積12.65平方メートル。自転車置場、鉄骨造平屋建て、延床面積69.92平方メートル。既設校舎改修工一式、外構整備工一式であります。

契約金額は2億9,894万4,000円であります。

契約の方法は、12社による指名競争入札を4月25日に実施し、契約の相手方は、西尾市一色町対米船原29、徳倉建設株式会社 西尾営業所、所長 中茎伸輔であります。

議案関係資料は22ページから25ページを御参照ください。

続きまして、議案書21ページをお開きください。

第37号議案 財産の取得についてであります。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、職員用パソコンの取得に伴い、必要があるからであります。

議案書22ページをごらんください。

物品の概要は、ノートパソコン374台、デスクトップパソコン6台、ソフトウェアであります。

納入場所は、幸田町大字菱池字元林地内で、契約金額は3,777万8,400円であります。

契約の方法は、8社による指名競争入札を4月20日に実施し、契約の相手方は、名古屋市西区名駅2丁目27番8号、トーテックアメニティ株式会社 代表取締役 坂井幸治であります。

議案関係資料は26ページから29ページを御参照ください。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。慎重に御審議の上、全議案とも御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 日程第9 常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任を議題といたします。

都築一三君を委員会条例第7条第2項の規定により、福祉産業建設委員会委員、議会運営委員会委員、防災・減災対策特別委員会委員及び幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、都築一三君を福祉産業建設委員会委員、議会運営委員会委員、防災・減災対策特別委員会委員及び幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に福祉産業建設委員会が開催され、議会広報特別委員会委員の選出が行われました。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、浅井武光君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員は浅井武光君を選任することに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、6月13日水曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日11時から第1委員会室で開催します。委員の方は御出席をお願いします。

連絡事項は以上でございます。

本日は御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

散会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年6月11日

議 長

議 員

議 員